

岐阜市福介第 996 号  
令和 6 年 11 月 1 日

認知症高齢者グループホーム 管理者様

岐阜市福祉部介護保険課長

認知症高齢者グループホームにおける食材料費について

平素より本市の介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国的に報道されておりますが、障害福祉サービスにおけるグループホームにおいて問題の発端となった「食材料費」に関しまして、認知症高齢者グループホームにおいても利用者から支払いを受けることができるものは「食材料費」とされています。

「食材料費」は他の介護サービスにおける「食事の提供に要する費用」とは異なり、調理に係る費用は含まれないことにご注意いただき、利用料等の受領について、引き続き適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

【参考 1】

**認知症高齢者グループホームでは「食材料費」、他の介護事業では「食事の提供に要する費用」**

○岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第 118 条第 3 項

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 理美容代
- (3) おむつ代
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

○岐阜市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第 104 条第 3 項

指定通所介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

## 【参考 2】

### 食費と食材料費の違い(含まれるもの、含まれないもの)

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年九月七日、厚生労働省告示第 419 号）

ニ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

(ロ) 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

**解説** 通常使用する「食費」とは、この「食事の提供に係る利用料」を言います。

「食事の提供に係る利用料(食費)」＝「食材料費」＋「調理に係る費用」

認知症高齢者グループホームにおいては「食費」と「食材料費」を混同せず、  
明確に区分しなくてはなりません。

○平成 17 年 10 月改定関係 Q & A

(問 52) 7 月 1 4 日の介護給付費分科会の諮問では、利用者が支払う食費について、食材料費及び調理に係る費用となっている。この場合の調理に係る費用には、調理員の給与は含まれ、栄養士（管理栄養士）の給与は入っていないと考えるが、いかがか。

また、厨房に係る設備・備品費用については、調理に係る費用に入っていないと考えてよいか。

調理に係る光熱水費はどのように考えればよいか。

(答) 御指摘のとおり、栄養士・管理栄養士の給与については、調理に係る費用 には含まれていない。また、調理に係る光熱水費及び厨房に係る設備・備品費用のうち固定資産物品については、基本的に居住費用として負担していただくこととなる。

**解説** このQ & Aは直接グループホームの説明ではありませんが、通所介護や短期入所等の、それまで食費を介護報酬内で見っていたものを改定後は自己負担していただくことになった時点のQ & Aです。グループホームの説明ではありませんが、介護保険事業での用語は同一です。つまり、調理員の給与（人件費）は調理に係る費用であること、また、調理に係る光熱水費は食費そのものに算入されないことが示され、いずれもグループホームにおいて食材料費の根拠に含めることは適当でなく、食材料費として利用者から受けることができないことを読み取ることができます。

(注意) 上記の**解説**は、岐阜市介護保険課によるものです。